

学用品や給食費など教育費の一部を援助します

令和6年度 就学援助費

申請受付期間

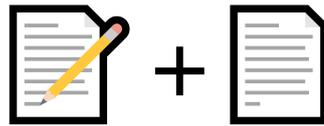
年度初めから援助を受けるための
申請受付はまもなく終了します！

～5/31(金)

土日祝日を除く

6月以降も受け付けますが、年度途中の受付となり、一部の費目が支給対象外になりますのでご注意ください

申請方法



申請書と添付書類を…



市役所の窓口に提出！

！郵送では受け付けません！



認定（支給）には審査があります

対象になる方

以下のいずれかに該当する方

- 児童扶養手当を受給している
- 家族全員の市民税が非課税である
- 災害等により就学が困難になった
- 令和5年の家族全員の収入額の合計が、
教育長の定めた基準額を下回る など

援助される費目

学校でかかる教育費の一部です

- 学用品・通学用品費
 - 新入学学用品費
 - 副教材費
 - 校外活動費
 - 修学旅行費
 - 卒業記念品費
- など

詳細は4月に配布されたお知らせ、市HPをご覧ください

就学援助費とは

国公立小中学校に在籍する市内在住の児童・生徒の保護者で、経済的理由により就学困難と認められる方を対象に、学用品費や学校給食費などの教育費の一部を援助する制度です。

※申請は毎年度必要です。

西東京市ホームページ

「就学援助費」
<https://www.city.nishitokyo.lg.jp>

